

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ①

事項	意見、課題	回答者	素案への反映	
女性相談センターの役割	女性相談センターに求める支援として自治体が最も多く挙げたのが 支援が困難なケースへの助言	区市町村調査	第1章5 (1)女性相談支援センター	
	女性相談センターに求める支援として7割の区市町村が 外来での心理アセスメントを希望 。 民間のシェルターにいる方もアセスメントやカウンセリング について連携を図ることができるといい。医療や心理に関する支援のバックアップをしてほしい。	区市町村調査 無料低額宿泊所 民間団体 婦人相談員	第4章2 (5) ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化	
	女性相談センターにはスーパーバイズ機能、バックアップ機能 を担ってほしい。	婦人相談員	第1章5 (1)女性相談支援センター	
	女性相談センターとの連携体制ができ、支援が困難なケースなど、相談できるようになり助かっている。	民間団体	—	
一時保護の受入先	不足する一時保護先として「 性自認が女性であるトランスジェンダーの方も入所できる一時保護先 」を挙げる自治体が38、「 中学生以上の男児の同伴可能なシェルター 」を挙げる自治体が32	区市町村調査	第4章2 (1) ウ 多様な一時保護先の確保	
	収容型のシェルターではなく、日常を取り戻せるような支援を提供する居場所が必要。 ペットとともに入れたり、高齢の男児も受け入れ可能な居場所が必要 。	区市町村調査 民間団体		区市町村調査 民間団体
	隔離という考え方が一時保護に強いが、 シェルターだから外出や通信機器を不可とする一時保護の発想は変えていく必要がある 。 DVで加害者追跡がある人の一時保護とそれ以外の人の一時保護を分ける必要がある のではないかと。	婦人保護施設		婦人保護施設
	秘匿性を要する方とそれ以外の方の一時保護所を分けるなど、抜本的な対応策について検討が必要 。 DVシェルターとそれ以外の保護を分離しない限り、新法で期待されている役割を完遂するのは困難 。	女性相談センター		女性相談センター
	婦人保護施設において、様々な経験を持つ 本入所の女性が、一時保護の母子と同じ空間で支援を受けることによるストレスは相当に大きい 。課題だと考える。	婦人保護施設		婦人保護施設
	婦人保護施設に入所中、 一時保護中の子供が走り回り落ち着かない 時もあった。	婦人保護施設退所者		婦人保護施設退所者
精神的な課題を持つ方の一時保護	精神障害のある方を対象としたシェルターが不足 しているとする自治体が36、 医療機関での保護の実施を望む 自治体が9割	区市町村調査	第4章2 (1) ウ 多様な一時保護先の確保	
	公的機関で断られた精神的な課題等が重い方を受け入れている。	民間団体		民間団体
	メンタル不調を抱えたハイリスクな女性を受け入れている。 本来なら専門職がいる公的機関に入所した方がいい女性も多い 。	民間団体		民間団体
	希死念慮の強い方等の支援は他の入所者への影響もあり難しい ケースがある。	婦人保護施設		婦人保護施設

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ②

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
一時保護所の環境	<p>一時保護所について食事や寝る場所の提供があり安心できたとする人がいる一方、「相部屋で部屋が狭い、期間が長い」とする当事者からの意見がある。</p> <p>一時保護所について老朽化しており、個室化など、環境改善を図りたい。</p>	<p>一時保護対象者調査 婦人保護施設退所者</p> <p>女性相談センター</p>	<p>第4章2（1）ウ 多様な一時保護先の確保</p>
一時保護における同伴児童への支援	<p>一時保護委託される同伴児童が減っており個々の児童に見合った支援を提供することが困難</p> <p>新法に児童の学習について盛り込まれたこともあり、学習環境の整備は課題。発達上の課題を抱えた児童も多く学習への参加が困難な場合もある。主要な科目以外の科目や受験勉強に対応できていない。</p> <p>一時保護の利用者からは、「保護所内で遊ばせる場所を増やしてほしい」「もっと屋外で遊ばせたかった」という声が挙がっている。</p>	<p>婦人保護施設</p> <p>女性相談センター</p> <p>一時保護対象者調査</p>	<p>第4章2（3）イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保</p>
婦人保護施設への入所方法等	<p>婦人保護施設入所の際に「十分に説明を受けたこと」や「事前に見学ができたこと」を評価する入所者が多い一方、他の施設との比較ができないという意見がある。</p> <p>婦人保護施設への入所について入所の判断基準が明確でない。婦人保護施設ごとの違いが分からない。施設ごとの強みが分かるといい。</p> <p>婦人保護施設の入所のハードルが高い。入所期限が決まっている更生施設に9回入所した人もおり、婦人保護施設の方が適していると感じる。しかし、一時保護所に入る必要があるとしたら逃げ出してしまう。婦人保護施設への直接入所を推進してほしい。</p> <p>女性相談センターのアセスメントを踏まえた婦人保護施設への入所について、敷居が高い。直接入所を導入したのも、婦人保護施設の活用を進めてほしいからである。区市町村の婦人相談員や場合によっては本人も入れた会議の場を持つことが必要なのではないか。</p> <p>「生活を制約する一時保護の期間が長いこと」「利用者の居場所が変わること」は利用者の負担を増す。一時保護を経ない婦人保護施設の入所の検討が必要ではないか</p> <p>民間団体で相談を受けても、支援の過程でその都度行政につなげないといけない。婦人保護施設への入所にあたっては女性相談センターの一時保護所に入れられないといけない。支援のワンストップ化が必要。</p> <p>再度婦人保護施設に入所する際、もう一度女性相談センターの一時保護を経ないといけないことが利用者にとっても負担になる。</p> <p>女性相談センターの一時保護所にいる期間が長すぎる。利用者にとって相当ストレスになっている。判定や観察など施設入所等にいたる行程について、検討すべきと考える。</p> <p>公的機関が絡むと意思決定のプロセスが多く時間もかかり、特に若年女性について支援の機会を逸してしまう。婦人保護施設の見学をするのにも時間がかかる。</p>	<p>婦人保護施設入所者調査 婦人保護施設退所者</p> <p>婦人相談員</p> <p>更生施設</p> <p>婦人保護施設</p> <p>婦人保護施設 民間団体</p> <p>民間団体</p> <p>無料低額宿泊所</p> <p>婦人保護施設 婦人相談員</p> <p>婦人保護施設 民間団体</p>	<p>第4章2（2）ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進</p> <p>第4章2（2）イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加 ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進</p> <p>第4章2（4）オ 若年女性が受け入れやすい支援</p>

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ③

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
婦人保護施設における自立支援等	婦人保護施設に求める支援として「 <u>基本的な生活習慣の習得</u> 」を挙げた区市町村が8割	区市町村調査	第4章2（1）オ 自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供
	婦人保護施設への入所にあたり「 <u>生活のリズムを整えてください</u> 」とする婦人相談員は多い。 <u>これまでの生活歴からそのような言葉かけは施設に対する忌避感を強める</u> 。施設に対するハードルを上げている。	婦人保護施設	
	<u>婦人保護施設退所に向けて不安なこととして金銭管理</u> を挙げる人が最も多く、次に <u>就労の継続</u> となっている。	婦人保護施設入所者調査	
	施設内の作業については、 <u>活動の種類を増やしたり、工賃の見直し等</u> に取り組んでいただくことが必要だと感じる。	女性相談センター	
	<u>作業を受注するなど、利用者の就労意欲につながる実践的な内容とそれに見合う工賃</u> となるといい。	女性相談センター	
	婦人保護施設の支援について、 <u>落ち着いた環境で生活を立て直せる</u> と回答したのが8割である一方、もっと支援をしてほしいことについて21名が <u>退所後に必要な資金をためるための支援、19名が具体的な就労に向けた支援</u> を挙げている。	婦人保護施設入所者調査	
	婦人保護施設に求める支援として9割の自治体が、 <u>対人スキルの習得</u> を挙げている。	区市町村調査	
	婦人保護施設に入所すると、内作業に従事し社会資源が閉ざされることにより自立ができなくなるように感じる。	婦人相談員	
自立支援について <u>多様な選択肢を提供するためにはマンパワーを含め様々な社会資源</u> が必要	婦人保護施設		

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ④

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
婦人保護施設の入所期間	<u>一律に期限を決めることには反対</u>	婦人保護施設 婦人保護施設退所者	第4章2(2)イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加
	職員は支援をするにあたり <u>利用者の1か月後、3か月後、半年後の目標をたてている</u> 。それが、 <u>職員の支援への取組姿勢の向上</u> につながると思う。	婦人保護施設	
	ずっと <u>退所を見据え、自立して生活することを目標</u> にしていた。	婦人保護施設退所者	
	施設での生活は食事も提供されるなど快適すぎるため、自分で <u>入所期間を決めていないと、外で生活することが怖くなり退所できなくなる</u> のではないかと。	婦人保護施設退所者 E	
	<u>入所者が見通しをもって入所生活を送ることができるよう入所時点か入所後初期の段階で、自立に向けたスケジュールを本人・関係者間で共有</u> していくことが、利用者本人のモチベーションや職員の支援の取組姿勢の向上につながるのではないかと。	女性相談センター	
	<u>若年女性の支援が増えていることから、早期の自立を目指すため、入所期間の目安を決め支援を組み立てることが必要</u> 。目安を経過してもなお自立に至らない場合の支援についても考える必要がある。	女性相談センター	
婦人保護施設のアフターケア	婦人保護施設入所者が、 <u>女性相談センターによる支援として最も多くの方が挙げたのが、退所後の生活に向けた支援、区市の婦人相談員による支援として最も望むことは、利用できる福祉制度などに関する情報提供</u> 、次いで、退所後の生活に向けた支援	婦人保護施設入所者調査	第4章2(1)カ 地域での安心な生活を支えるアフターケア
	体調を崩したときのサポートがあるといい。	婦人保護施設退所者	
	(施設職員によるアフターケアは) 多忙である。アフターケアを施設職員だけでなく、 <u>地域に施設独自のサポートチームを立ち上げ支援</u> してもらっている。	婦人保護施設	
	アフターケアの補助の予算が少ない。人件費をしっかりとつけてほしい。訪問に行く常勤の職員分の増員があるといい。	婦人保護施設	
	<u>孤立感、孤独感を感じないような取組が各施設に求められている</u> と思う。	自立援助ホーム	

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ⑤

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
人材育成	新法に記載された自立支援を行うために不足していることについて 婦人相談員の体制強化 を挙げる自治体が42、 人材育成 を挙げる自治体が38	区市町村調査	第4章2(5)オ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実
	新法の施行により、これまで相談に行かなかった人も相談にアクセスするのではないか。 婦人相談員の研修、育成 が必要	民間団体	
	区市の婦人相談員の入れ替わりが激しい。 研修体制ができていないか疑問。婦人相談員の力量に差 がある。 ソーシャルワークの基本的知識 を身に付けてほしい。	母子生活支援施設 更生施設、無料低額宿泊所 婦人保護施設 民間団体	
	当事者が相談機関に行くハードルは高い。 窓口の相談員の説明が事務的だと、それで支援につながることを諦める人も多い。	民間団体	
	婦人相談員には各種の支援やサービスについての情報を熟知 していただき、必要に応じて 役所内の各部署と連携 して、各種のサービスを柔軟に活用できるようにしてほしい。 相談者の意向やニーズを踏まえた支援 をしていただきたい。	女性相談センター	
	困難な事例が増加していくことが予想されるため、困難事例の事例検討や各種研修の機会の提供など、 都内の婦人相談員の支援の質の向上 につながる取組を行いたい。	女性相談センター	
	メンタルケアやスタッフの研修は民間団体が独自に行うのにはコスト がかかる。 都で担ってもらう と有難い。	民間団体	
	民間団体が公的制度や他分野も含めた社会資源の情報を知ることにより、 支援の選択肢や支援の方向性について見通しを持つことができると思うので、民間団体に対して情報提供や研修の機会の提供を行っていくことが重要 だと考える。	女性相談センター	
自治体内の連携	婦人相談員が他の機関と連携しにくい状況 がある。 地位の確立 が必要。婦人相談員を知らないケースワーカーもいる。	民間団体	第4章2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
	婦人相談員が他の機関と交渉することが難しい自治体もあるということを知る。 婦人相談員が情報収集をしたり支援する根拠を計画の中で示すことができる とよい。	民間団体	
	一時保護所でいったん受け入れた後、本来例えば高齢者施設への入所が望ましい方でも、区市町村によって、その調整にかかる期間に差がある。 自治体内で連携がとれているかどうかの差 が出ていると思う。	女性相談センター	

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ⑥

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
地域における連携強化	民間団体と連携して相談支援を行う際の課題として 自治体と民間団体との間の情報共有の不足 を挙げる自治体が6割	区市町村調査	第4章2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
	地元の自治体では要保護児童対策協議会が機能 しており、会議の参加者と役割分担をすることにより、団体の負担を減らすことができるとともに、本人を地域資源に結び付けることができる。	民間団体	
	若年女性は児童福祉の分野の支援を受ける方がよいのでは と感じることがある。自立援助ホームが婦人相談員も活用しやすいといい。	婦人相談員	
	性被害直後のケースは特に連携が必要。 行政機関、婦人相談員や婦人保護施設等とのケースカンファレンスを定期的に実施 したい。	民間団体	
	地元の自治体では 民間を含めた支援機関に情報提供 し、各機関をつなぐプロジェクトを立ち上げており、他機関との連携をとりやすい。	婦人保護施設 民間団体	
	支援に係る関係機関の連携が脆弱 。売春について検挙だけでなくそれ以外の生計について検討する場合も 行政機関の縦割により進まない 。	民間団体	
社会資源の把握、集約	婦人相談員が社会資源を把握できる仕組み があると婦人相談員の負担が軽減される。	無料低額宿泊所 民間団体	第4章2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
	婦人保護施設の空き情報や、施設による支援の違い等の情報を婦人相談員が得られるよう にしていくことが望ましいと考える。	女性相談センター	
	公的な施設・サービス、民間における支援の取組など、 都内の社会資源に関して幅広く情報収集を行い、区市町村の婦人相談員からの相談に対して、情報提供や助言ができる体制 を整えたい。	女性相談センター	
	社会資源の情報収集と継承 が重要。活用できる民間団体について、その都度探し回っている。	婦人相談員	
産婦人科との連携	連携している産婦人科の医療機関がないと回答 する自治体が6割	区市町村調査	第4章2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
	臨月の特定妊婦など 必ず引き受けてくれる産婦人科の医療機関を確保 できるといい。生活保護受給者、精神科の通院がある方、健診を受けていない妊婦を受けてくれる産婦人科を探すことが困難。	民間団体	

調査及びヒアリングにおいて出された主な意見や課題 ⑦

事項	意見、課題	回答者	素案への反映
精神科医療等との連携	<u>医療面の課題として精神科ケースについて相談できる専門機関の確保を挙げる自治体が9割</u> である一方 <u>連携する精神科病院がないとする自治体が8割</u>	区市町村調査	第4章2 (5) キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進
	すべての民間団体が、 <u>ほぼすべての支援対象者が精神的な課題</u> を持つと回答。都による医療的な支援があるといいと回答	無料低額宿泊所 民間団体	
	精神医療の分野で「地域移行」が進められるなかで、 <u>入院加療が必要な方も入院できなくなっている</u> を感じる。	女性相談センター	
	これまで <u>伝手で精神科や産婦人科といった医療機関等の協力</u> を得ているが、 <u>組織間で連携強化を図ることができる</u> といい。	女性相談センター	
教育・普及啓発	<u>困難を抱えた女性たちに新法の支援対象者になることを周知</u> することが必要であり、その広報をしていただきたい。	民間団体	4章2 (1) ア 相談体制の整備等による対象者の早期の把握 第4章2 (5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施
	女性にとって相談しやすい場所があることが大切。 <u>支援が必要な人に支援を提供する事業のすみわけが分かりやすくなる</u> といい。	母子生活支援施設	
	婦人保護施設が売春防止法に基づく施設という観念を地域の人は持っている。 <u>女性支援に関する広報が必要</u> だと思う。	婦人保護施設	
居場所の確保多様な支援の整備	<u>週末等に母子をともに受け入れてくれるような家庭がある</u> といい。 <u>母子をともに支援</u> してくれるファミリーサポート的なところがあるといい。	民間団体 婦人保護施設	4章2 (1) イ 気軽に立ち寄れる居場所の整備
	精神的な課題のある女性の居住先となる精神障害者用グループホーム、アパートでの単身生活に直ちに移ることに不安がある女性のためのシェアハウスのような生活の場など、 <u>施設ではない居住先が確保</u> できるといい。	女性相談センター	4章2 (5) エ 女性自立支援施設の体制強化
	婦人保護施設における妊産婦の受入れについて、もっと妊娠の早い時期から入所できるようになるといいと考える。	無料低額宿泊所	第4章2 (2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進
	外国籍の方に関しても同じような被害を受けた場合に、 <u>在留資格の有無や種類にかかわらず、一時保護やその後の支援について、安定的な居所が得られるよう検討していただきたい</u> 。新法に基づき、 <u>国籍の区別なく支援の対象となることを、区市町村の職員に周知していただきたい</u> 。	民間団体	4章2 (1) ウ 多様な一時保護先の確保 4章2 (5) ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化
	外国籍の方に対する支援において、都全体で通訳人材を派遣するなど、 <u>どこでも通訳をつけることができるような制度を検討していただきたい</u> 。	民間団体	第4章2 (5) オ 女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実